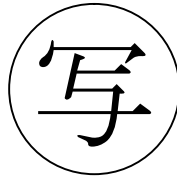


# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

新潟市人事委員会



新人委第 407 号

平成 28 年 10 月 11 日

新潟市議会議長 高橋 三義 様

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、  
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定に  
ついて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう  
要請します。

# 目 次

## 別紙第1 報告

### 第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 その他給与に関する課題	8
7 給与制度の総合的見直し	9
8 勧告実施の要請	10

### 第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	11
2 働き方改革と勤務環境の整備	12
3 高齢期の雇用問題	15
4 公務員倫理の確保	16

別記 平成28年人事院の報告及び勧告の概要	17
-----------------------	----

別紙第2 勧告	21
---------	----

## <資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-31
第3 月例給の比較方法	資-47
第4 生計費・労働経済指標	資-49

# 報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 第 1 職員の給与等

### 1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 28 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表 (1)、医療職俸給表 (2)、医療職俸給表 (3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職

俸給表（1）及び教育職俸給表（2）の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,051人で、平均年齢は41.6歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給324,448円、扶養手当8,568円、管理職手当5,588円、住居手当5,478円、地域手当6,899円、その他の手当762円の合計351,743円（昨年351,440円）である。

[資料編 第1 職員給与（資-1～資-29頁） 参照]

## 2 民間事業所従業員の給与等の調査

### (1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の418事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した101事業所について、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する76職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は92.1%、調査実人員は3,518人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況

第1表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.4%（昨年25.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は30.6%（同28.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0%（同0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	31.4	30.6	0.0	38.0
課長級	29.0	26.0	0.0	45.0

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.6%(同86.4%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が15.3%(同23.9%)、減額となっている事業所の割合は6.8%(同4.8%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施				定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし
			増額	減額	変化なし		
係員	96.5	93.6	15.3	6.8	71.5	2.9	3.5
課長級	87.3	84.3	15.9	7.1	61.3	3.0	12.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## イ 給与の状況

### (ア) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-34～資-42頁)のとおりである。

### (イ) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で28.8%(昨年33.3%)、高校卒で11.0%(同11.6%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で195,435円(同188,591円)、高校卒で162,060円(同165,326円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-43頁) 参照]

### (ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 14,225 円（昨年 11,302 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 26,906 円（同 20,992 円）となっている。

[資料編 第 16 表（資-44 頁） 参照]

### (エ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額の 4.29 月分（昨年 4.19 月分）に相当している。

[資料編 第 18 表（資-45 頁） 参照]

## 3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあたっては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月決まって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

### (1) 月例給

#### ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-47 頁） 参照]

## イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 519 円 (0.14%) 下回っている。

第 3 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
360,485 円	359,966 円	519 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

### (2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.20 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.29 月) を 0.09 月分下回っている。

## 4 諸情勢

### (1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.7% 下落している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では 171,320 円、3人世帯では 198,420 円、4人世帯では 225,550 円となっている。

[資料編 第 4 生計費・労働経済指標 (資-49~資-51 頁) 参照]

### (2) 人事院の勧告等

人事院は、本年 8 月 8 日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時



間、休暇等に関する法律の改正についての勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は、別記（17～20 頁）のとおりである。

## 5 本年の給与の改定

### (1) 改定の基本方針

#### ア 月例給

本委員会は、月例給については前記 3 (1) のとおり職員給与が民間給与を 519 円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(519 円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

#### イ 特別給

特別給については、前記 3 (2) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.10 月分引き上げることとした。

### (2) 改定すべき事項

#### ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。

改定にあたっては、民間の初任給との間に差が生じていることを踏まえ、初任給を 1,500 円引き上げ、若年層についても初任給と同程度の改定とする。その他については、300 円の引上げを基本とする。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

#### イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸

給月額の上上げ改定を行うものとする。

#### ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（1）を上上げ改定することを考慮し、手当額の上上げを行う。

#### エ 期末・勤勉手当

支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とする。支給月数の引き上げ分は民間の特別給の支給状況を参考に勤勉手当に配分する。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとし、来年度以降の配分については、6月期と12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても上記の改定内容を踏まえて改定する。

第4表 平成28年12月以降の期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月)

職員	支給期 ・手当	平成28年12月		平成29年6月		平成29年12月	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員		1.375	0.90	1.225	0.85	1.375	0.85
特定幹部職員		1.175	1.10	1.025	1.05	1.175	1.05

#### (3) 改定の実施時期等

前記5(2)ア・イの各俸給表、ウの初任給調整手当の改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、エの期末・勤勉手当については、本年12月期の同手当から実施する必要がある。

#### (4) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

### 6 その他給与に関する課題

#### (1) 扶養手当制度の見直し

国においては、人事院が昨年の勧告時の報告において、配偶者に係る扶養手当の見直しについて言及し、その在り方について検討を行い、本年の報告において扶養手当の見直しを行うこととしている。

本市における見直しに関しては、今後の民間企業、税制及び社会保障制度の見直しの状況の他、国や他の地方公共団体の動向に注視しながら、本委員会として扶養手当の在り方について引き続き検討を行う。

#### (2) 高齢層職員の給与等

本市の高齢層職員の給与水準については、これまで、民間を相当程度上回る状況にあったことから、平成 18 年度からの給与構造改革における給与カーブの見直し（フラット化）とそれに伴う経過措置の廃止、平成 27 年度からの給与制度の総合的見直しにおける世代間の給与配分の見直し等、人事院勧告に準じた措置により給与水準の抑制を行い、一定の効果を得てきた。

国においては、50 歳台後半層における給与水準の抑制策として、上記見直しに加え、平成 24 年の人事院勧告に基づいた昇給・昇格制度の見直しが行われており、他の地方公共団体においても、国に準拠して制度の見直しや見直しに向けた検討がなされている。

本委員会としては、世代間の給与配分の適正化の観点から、高齢層職員の給与制度の総合的見直しによる給与水準の動向及び民間等との給与差の状況

を引き続き注視していくとともに、本市の昇給・昇格制度も国の制度を基本としていることから、当該制度の見直しについても検討を行う。なお、昨年本委員会が報告した勤務成績に応じた昇給機会の確保については、昇給・昇格制度の見直しと密接に関わることから、併せて検討を行う。

### (3) 再任用職員の給与

本市において、再任用職員数は年々増加しており、年金支給開始年齢が今後も段階的に引き上げられることを踏まえると、更に多くの職員が再任用を希望すると考えられる。

再任用職員の給与の在り方については、引き続き、民間の支給状況、国や他の地方公共団体の動向等を注視しながら検討を行う。

### (4) 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲

任命権者（政令指定都市）と給与負担者（道府県）が異なる県費負担教職員について、平成 26 年 6 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」により、給与負担等が政令指定都市へ移譲されることとなった。

本市においては、平成 29 年 4 月の権限移譲に向け、現在、教育委員会を中心に、関係条例の整備の他、移譲に伴う事務及びその執行体制等について準備が進められている。

本委員会としても、移譲が円滑に行われるよう、教職員の給与、勤務条件等に関し、教育委員会等と連携を図りながら必要な措置を講じていく。

## 7 給与制度の総合的見直し

### (1) 給与制度の総合的見直しの概要

人事院は平成 26 年の勧告において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを行うとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しについて、具体的な措置の内容、

スケジュール等を示した上で、昨年4月から実施している。

本委員会においても、平成26年の勧告の中で、本市が地域手当の支給対象地域となったこと、世代間の給与配分見直しの必要性等から、給与制度の総合的見直しを行う必要があるとし、昨年4月から実施しているところである。

## (2) 平成29年度において実施する事項

平成29年4月1日からの地域手当の支給割合について、第5表のとおりとする。

第5表 平成28年度及び平成29年度の地域手当の支給割合

(単位：%)

支給地域	平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合
新潟市	2	3
東京都特別区	18.5	20
調布市及び横浜市	15	16
さいたま市	14	15
千葉市	13	15
堺市	10	10
仙台市及び静岡市	6	6
浜松市	3	3

## 8 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、本市で働くことの魅力ややりがいについて、ホームページや採用説明会の開催等を通してPRを図るとともに、受験申込に電子申請を活用すること等により、受験しやすい環境づくりを進めてきたところである。

しかしながら、受験者が最も多い一般行政職の受験者数は、今年度は採用予定人数の増加により昨年度並みの受験者数を維持できたものの、平成23年度から減少傾向にある。公務を取り巻く厳しい状況の下、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間の景気回復への期待等により民間企業を志望する傾向が強まっていることから、今後も採用環境は厳しいことが予想される。

本委員会においては、高い意欲を持つ受験希望者に対応するとともに、広報活動を充実させ、あわせて試験内容等についても検討を進めていくことにより、引き続き広く人材を求めていくこととする。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、受験者の資質等を見極める人物面を重視した試験内容を構築していくことが重要であることから、より多くの受験者に対して面接を行っているところである。今後も引き続き、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていくこととする。

#### (2) 人材の育成

行政課題が年々複雑化・高度化する状況において、組織の活力を維持し、公務の質を高めることが求められている。そのためには、職員一人ひとりの資質、能力を高め、市民から信頼される職員を育成していく必要がある。

本市では、重要な行政課題に対応する専門性の高い職員の育成を目的にフランチャイズ制に基づいた人事制度を推進してきている。職員が自らの専門

分野を登録し、その専門性を生かし能力開発を重視した人事異動を行うものである。昨年度からは、住民との協働による地域づくりを推進する目的で、地域貢献意欲の高い職員の力を積極的に活用するエリア（区）登録が新たに設けられている。

任命権者においては、将来を見すえた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い資質、能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

### **(3) 能力・実績に基づく人事管理**

本市の人事評価制度は、これまで人材育成を目的として運用されてきたが、地方公務員法の改正により、現在は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとなっている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものと考えられる。このため、任命権者においては人事評価制度を速やかに定着させ、適正な制度運用が図られるよう取組を進める必要がある。

## **2 働き方改革と勤務環境の整備**

### **(1) 仕事と家庭の両立支援の推進**

本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定する特定事業主行動計画である、新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）を平成28年4月に策定している。行動計画では、女性職員の活躍の推進に向け、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援、家庭と仕事の両立等を取組項目として掲げている。

## ア 女性職員の登用

職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援としては、女性管理職の配置状況について目標を設定している。

現状、管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

## イ 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。

行動計画において、平成 31 年度までの毎年度、男性職員の育児休業取得率 5%及び男性職員の子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率 100%を目指し、職員への制度の周知、職場の理解・支援等に取り組んでいるところである。平成 27 年度の男性職員の育児休業取得率は、11.5%と目標値に達しているが、男性職員の子育て目的の特別休暇は、配偶者出産休暇の取得率が 84%、育児参加休暇の取得率が 68%と、昨年度に比べ割合は増加しているものの、目標は下回っている。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要である。本年 6 月に、管理職による「イクボス宣言」が行われたことから、今後更に制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

## ウ 育児・介護休業法等の見直しに即した環境の整備

家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）等の見直しが行われた。働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めていくことが必要となっており、こうした社会



情勢の中で、本年の人事院勧告において、育児・介護休業法等の改正内容に即して、介護休暇の分割取得や介護時間を新設することなどについて言及がなされたところである。

任命権者においても、関係法令の改正状況等を注視しながら、本市における実情を併せて考慮し、働きながら育児や介護がしやすい環境の整備を進められたい。

## (2) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、仕事と生活との調和、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

平成 27 年度の超過勤務時間に係る状況を平成 26 年度と比較すると、全部局の職員 1 人当たり月平均超過勤務時間数及び月 45 時間以上の超過勤務を行った職員数については減少しているが、内訳を見ると、月 100 時間以上は減少しているものの、80 時間以上 100 時間未満は逆に増加している。

更に、平成 25 年度との比較においては、月 45 時間以上の超過勤務を行った職員数、その内訳としての 80 時間以上 100 時間未満及び 100 時間以上の職員数、いずれもが増加している状況にある。

このことから、超過勤務の縮減に向け、本市において継続的に行ってきた超過勤務における事前命令、事後確認の徹底や、ノー残業デーやワーク・ライフ・バランス推進日等全庁的な取組に関し、一定の効果は見られるものの、十分とは言い難い状況にある。

超過勤務縮減に向けては、課を超えた業務支援体制の構築など取組が強化されていることから、本委員会としては、実施される取組の有効性について引き続き注視していく。

任命権者においては、超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が、職員の心身の健康に与える影響が大きいことを考慮し、恒常的に超過勤務が多い職場については、効率的な業務執行体制の整備や業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等、その縮減に有効な対策を講じていくよう求める。

### (3) メンタルヘルス対策

近年、官民間問わず、メンタルヘルスによる問題が増加している中で、本市においても、療養を必要とする職員が、依然として多い状況にある。

任命権者においては、「こころの相談」窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図り、また、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターを利用することで職員が職場に復帰できるようになったことから、職場復帰に向けた取組については一定の成果が認められるところである。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難ではあるが、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

また、労働安全衛生法の改正により新たにストレスチェック制度が創設され、本市においては、本年5月から8月の期間でストレスチェックが実施されている。任命権者においては、この制度を適切に運用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の改善等に努めていく必要がある。

## 3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員では、平成25年3月の閣議決定で、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとされた。

本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっては、昨年12月の閣議発言において、国家公務員制度担当大臣から、雇用と年金の接続については、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応するとの考えが示されるとともに、今後、増加が見込まれる再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むことが明らかにされた。

本市においても、平成20年度から再任用が行われ、これまでの短時間勤務に加え、今年度からはフルタイムの運用が始まっている。制度としては定着していることから、雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き現行の再任

用制度を運用していく必要がある。

本市における再任用職員数は、年々増加しており、多くの職員が再任用を希望すると考えられることから、再任用職員を活用するポストをどのように確保していくかが課題であり、また、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

今後も高齢期雇用の在り方については、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、引き続き検討を行っていくことが重要である。

#### 4 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっても、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組んでいく必要がある。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、自発的に業務を見直していくことが必要である。

任命権者にあっては、引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

## 給与勧告の骨子

## ○ 本年の給与勧告のポイント

## 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

## I 給与勧告制度の基本的考え方

## 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

## 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

## 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]  
 [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]  
 (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

## 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

## (1) 俸給表

## ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

## ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

## (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
 (係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.80月(支給済み)	0.90月(現行0.80月)
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.85月	0.85月

#### [実施時期]

・月例給：平成28年4月1日      ・ボーナス：法律の公布日

## Ⅲ 給与制度の改正等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

### 4 その他

#### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

#### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

#### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

### ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

#### 1 改正概要

##### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

##### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

#### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

#### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

## 1 新潟市給与条例の改正

### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

### (2) 諸手当

#### ア 初任給調整手当

医療職俸給表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額額の限度を 308,000 円とすること。

#### イ 勤勉手当

##### （ア）平成 28 年 12 月期の支給割合

###### a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.90 月分（再任用職員については 0.425 月分）とすること。

###### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.10 月分（再任用職員については 0.525 月分）とすること。

##### （イ）平成 29 年 6 月期以降の支給割合

###### a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分（再任用職員については、それぞれ 0.40 月分）とすること。



b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつてはそれぞれ0.50月分）とすること。

## 2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 俸給表

現行の特定任期付職員に適用される俸給表を別記第2のとおり、第3条任期付職員に適用される俸給表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第4のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

#### 4 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 (2) イ (ア)、2 (2) ア、3 (2) アについては平成 28 年 12 月 1 日から、1 (2) イ (イ)、2 (2) イ、3 (2) イについては平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

#### 5 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の改正

教育職俸給表 (1) 及び教育職俸給表 (2) の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 30 年新潟県条例第 59 号) に規定する教育職給料表 (二) (特 2 級を除く。) 及び教育職給料表 (三) (特 2 級を除く。) の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置 (新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。) に準じて所要の取扱いをすること。

別記第1

一般俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	141,500	191,700	227,900	261,200	287,100	317,600	361,500	406,600	458,400
	2	142,600	193,500	229,500	263,100	289,300	319,800	364,100	409,000	461,400
	3	143,800	195,300	231,100	264,900	291,600	322,100	366,600	411,500	464,500
	4	144,900	197,100	232,700	267,000	293,800	324,300	369,200	413,900	467,500
	5	146,000	198,700	234,200	268,800	295,700	326,400	371,300	416,100	470,300
	6	147,100	200,500	235,900	270,900	298,000	328,400	373,800	418,400	473,300
	7	148,300	202,300	237,500	272,700	300,200	330,600	376,200	420,700	476,300
	8	149,400	204,100	239,100	274,800	302,400	332,700	378,700	423,000	479,400
	9	150,500	205,800	240,500	276,800	304,500	334,900	380,900	425,000	482,300
	10	151,900	207,600	242,000	278,900	306,800	337,000	383,600	427,300	485,300
	11	153,200	209,400	243,600	280,900	309,000	339,200	386,100	429,500	488,300
	12	154,500	211,200	245,000	282,900	311,300	341,400	388,800	431,700	491,300
	13	155,800	212,600	246,500	284,800	313,200	343,100	391,200	433,600	493,900
	14	157,300	214,400	248,000	286,900	315,400	345,200	393,500	435,600	496,200
	15	158,800	216,100	249,300	289,000	317,600	347,200	395,700	437,500	498,400
	16	160,400	217,900	250,700	290,900	319,700	349,300	398,100	439,500	500,700
	17	161,700	219,600	252,200	293,000	321,800	351,100	400,100	441,400	503,000
	18	163,200	221,300	253,900	295,000	323,800	353,100	402,200	443,100	504,400
	19	164,700	223,000	255,600	297,100	325,900	355,100	404,100	444,900	505,700
	20	166,200	224,600	257,400	299,100	327,900	356,900	406,200	446,600	507,100
	21	167,600	226,000	258,900	301,000	329,700	358,800	408,000	448,200	508,200
	22	170,300	227,700	260,700	303,100	331,800	360,600	409,900	449,700	509,700
	23	172,900	229,400	262,300	305,100	333,800	362,600	411,900	451,200	511,100
	24	175,500	231,000	264,100	307,200	335,900	364,600	413,800	452,600	512,600
	25	178,200	232,300	266,100	309,000	337,400	366,500	415,700	454,100	513,700
	26	179,900	233,800	267,900	311,100	339,400	368,500	417,300	455,500	514,900
	27	181,600	235,200	269,800	313,100	341,300	370,400	418,800	456,900	516,000
	28	183,300	236,500	271,500	315,200	343,300	372,400	420,400	458,100	517,200
	29	184,800	237,800	273,300	317,000	345,000	374,200	422,000	459,000	518,100
	30	186,600	239,000	275,100	319,000	346,800	376,000	423,200	459,700	519,000
	31	188,400	240,000	277,000	321,100	348,700	377,800	424,500	460,500	519,700
	32	190,100	241,200	278,800	323,100	350,600	379,600	425,800	461,300	520,600
	33	191,700	242,500	280,400	324,700	352,300	381,100	426,900	461,900	521,300
	34	193,200	243,700	282,300	326,700	354,100	382,800	428,100	462,700	522,200
	35	194,700	244,900	284,200	328,700	355,800	384,300	429,400	463,200	523,000
	36	196,200	246,200	286,000	330,800	357,500	386,000	430,600	464,000	523,900
	37	197,500	247,000	287,500	332,400	359,200	387,600	431,900	464,600	524,800
	38	198,800	248,500	289,200	334,400	360,500	388,800	432,800	465,400	525,700
	39	200,100	249,800	291,000	336,400	361,900	389,900	433,600	466,100	526,600
	40	201,400	251,400	292,800	338,300	363,400	391,100	434,500	466,800	527,400
	41	202,700	252,800	294,500	340,100	364,700	392,200	434,900	467,500	528,300
	42	204,000	254,100	296,200	342,000	365,800	393,400	435,700	468,000	
	43	205,300	255,500	297,800	343,800	367,000	394,500	436,400	468,600	
	44	206,600	256,800	299,400	345,700	368,200	395,700	437,200	469,200	
	45	207,800	258,000	301,000	347,300	369,000	396,600	437,900	469,700	
	46	209,100	259,300	302,700	348,900	369,900	397,300	438,700		
	47	210,400	260,700	304,300	350,400	370,700	398,000	439,300		
	48	211,700	262,000	306,000	351,900	371,600	398,600	440,100		
	49	212,800	263,300	307,200	353,400	372,600	399,300	440,600		
	50	213,900	264,400	308,700	354,600	373,400	400,000	441,400		
	51	214,900	265,700	310,300	355,700	374,200	400,600	442,100		
	52	216,000	267,000	311,900	356,800	374,900	401,300	442,900		
	53	217,100	267,900	313,300	357,700	375,700	401,900	443,300		
	54	218,100	269,100	314,900	358,800	376,400	402,600	444,000		
	55	219,000	270,400	316,500	359,700	377,100	403,300	444,700		
	56	220,000	271,700	318,000	360,700	377,800	404,000	445,400		

再任 用職 員以 外の 職員	57	220,600	272,800	319,500	361,600	378,400	404,500	445,800
	58	221,500	273,800	320,700	362,300	379,000	405,200	446,400
	59	222,300	274,800	321,900	363,000	379,500	405,800	447,000
	60	223,200	275,900	323,000	363,700	380,200	406,500	447,600
	61	223,900	277,000	323,900	364,200	380,500	406,900	448,100
	62	224,900	278,000	324,900	364,900	381,200	407,500	
	63	225,700	278,900	325,700	365,500	381,900	408,200	
	64	226,600	279,900	326,700	366,200	382,600	408,900	
	65	227,300	280,600	327,400	366,600	383,000	409,200	
	66	228,100	281,500	328,200	367,300	383,700	409,700	
	67	229,000	282,400	329,000	367,900	384,200	410,200	
	68	230,100	283,300	329,800	368,600	384,900	410,700	
	69	230,700	284,000	330,500	369,000	385,300	411,100	
	70	231,500	284,800	331,200	369,700	386,000	411,600	
	71	232,100	285,600	331,800	370,200	386,600	411,900	
	72	232,900	286,400	332,500	370,900	387,300	412,500	
	73	233,700	287,200	333,000	371,400	387,600	412,900	
	74	234,400	287,700	333,600	372,100	388,200	413,300	
	75	235,100	288,200	334,100	372,600	388,800	413,800	
	76	235,700	288,600	334,700	373,300	389,400	414,200	
	77	236,400	288,900	335,000	373,600	389,600	414,500	
	78	237,200	289,300	335,500	374,100	390,100		
	79	238,000	289,500	336,000	374,700	390,600		
	80	238,700	289,900	336,400	375,300	391,100		
	81	239,400	290,100	336,800	375,800	391,300		
	82	240,100	290,500	337,300	376,300	391,800		
	83	240,800	290,900	337,700	376,800	392,300		
	84	241,500	291,300	338,200	377,300	392,600		
	85	242,100	291,500	338,600	377,700	392,800		
	86	242,800	291,900	339,100	378,000			
	87	243,500	292,200	339,600	378,400			
	88	244,200	292,600	340,100	378,800			
	89	244,900	292,900	340,500	379,300			
	90	245,400	293,300	341,000	379,700			
	91	245,800	293,500	341,300	380,100			
	92	246,300	293,900	341,800	380,400			
	93	246,500	294,100	342,000	380,900			
	94		294,500	342,500				
	95		294,800	342,900				
	96		295,200	343,400				
	97		295,400	343,600				
	98		295,800	344,100				
	99	296,000	344,600					
	100	296,400	345,100					
	101	296,600	345,300					
	102	297,000	345,700					
	103	297,400	345,900					
	104	297,800	346,300					
	105	298,000	346,700					
	106	298,300	347,100					
	107	298,500	347,500					
	108	298,900	347,900					
	109	299,100	348,300					
	110	299,500	348,700					
	111	299,700	349,100					
	112	300,100	349,500					
	113	300,300	349,900					
	114	300,700						
	115	301,000						
	116	301,400						

	117		301,600							
	118		301,900							
	119		302,100							
	120		302,400							
	121		302,700							
	122		302,900							
	123		303,200							
	124		303,500							
	125		303,800							
再任用職員		183,800	210,800	254,400	274,300	289,600	315,100	356,900	390,600	441,900

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	245,100	330,700	395,700	470,600
	2	247,600	333,700	398,600	472,900
	3	250,100	336,700	401,500	475,200
	4	252,600	339,600	404,300	477,500
	5	255,000	342,400	407,000	479,800
	6	258,800	345,600	409,700	482,000
	7	262,600	348,700	412,500	484,200
	8	266,400	351,900	415,200	486,400
	9	270,000	354,700	417,600	488,500
	10	274,000	357,700	420,300	490,600
	11	278,000	360,800	423,000	492,700
	12	282,000	364,000	425,700	494,800
	13	285,900	367,000	428,000	496,900
	14	289,900	370,600	430,500	499,000
	15	293,900	374,000	433,000	501,100
	16	297,900	377,700	435,500	503,200
	17	301,700	381,100	437,600	505,200
	18	305,300	383,900	440,000	507,200
	19	308,800	386,700	442,400	509,100
	20	312,400	389,300	444,800	511,100
	21	315,900	392,100	446,800	512,800
	22	319,600	394,700	449,200	514,700
	23	323,200	397,300	451,600	516,600
	24	326,600	399,800	454,000	518,500
	25	330,100	402,100	456,100	520,200
	26	332,900	404,400	458,400	521,900
	27	335,500	406,700	460,700	523,700
	28	338,200	409,000	463,000	525,500
	29	340,900	411,200	465,200	527,300
	30	343,100	413,300	467,500	529,100
	31	345,400	415,400	469,800	530,900
	32	347,800	417,500	472,100	532,700
	33	350,000	419,500	474,000	534,400
	34	352,500	421,400	476,100	536,200
	35	354,800	423,400	478,200	538,000
	36	357,300	425,400	480,300	539,800
	37	359,500	427,400	482,400	541,400
	38	361,900	429,400	484,200	543,000
	39	364,300	431,400	486,000	544,600
	40	366,500	433,400	487,800	546,200
	41	368,700	435,300	489,400	547,700
	42	370,200	437,100	491,200	549,100
	43	371,700	438,900	492,900	550,500
	44	373,100	440,700	494,700	551,900
	45	374,600	442,600	496,200	553,000
	46	376,100	444,400	498,000	554,000
	47	377,600	446,200	499,800	555,000
	48	379,100	448,000	501,600	556,000
	49	380,200	449,700	503,100	557,000
	50	381,200	451,500	504,400	557,900
	51	382,200	453,300	505,700	558,800
	52	383,100	455,100	507,000	559,700
	53	384,000	457,000	508,200	560,500
	54	384,900	458,200	509,500	561,400
	55	385,800	459,400	510,800	562,300
56	386,700	460,600	512,100	563,200	

57	387,600	461,700	513,300	564,000
58	388,500	462,700	514,200	564,900
59	389,400	463,600	515,100	565,800
60	390,300	464,600	516,000	566,700
61	391,000	465,400	516,800	567,600
62	391,500	466,100	517,700	568,500
63	392,000	466,800	518,600	569,400
64	392,500	467,500	519,500	570,300
65	392,700	468,100	520,300	571,200
66		468,800	521,200	
67		469,500	522,100	
68		470,200	523,000	
69		470,600	523,800	
70		471,300	524,700	
71		472,000	525,600	
72		472,700	526,500	
73		473,200	527,200	
74		473,900	528,100	
75		474,600	528,900	
76		475,300	529,800	
77		475,700	530,500	
78		476,300	531,400	
79		476,900	532,200	
80		477,500	533,100	
81		478,000	533,800	
82		478,600	534,700	
83		479,200	535,600	
84		479,800	536,500	
85		480,200	537,200	
86		480,800	538,100	
87		481,400	539,000	
88		482,000	539,900	
89		482,400	540,700	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,200		
93		484,600		
94		485,200		
95		485,800		
96		486,400		
97		486,800		
再任用職員	295,700	338,200	392,700	465,900

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,300	184,400	219,800	246,000	278,100	325,300	369,900	436,700
	2	147,700	186,000	221,400	247,400	280,100	327,300	372,600	439,300
	3	149,100	187,600	223,000	248,600	282,200	329,500	375,200	441,800
	4	150,500	189,200	224,600	250,000	284,200	331,600	377,900	444,400
	5	151,800	190,700	226,000	251,200	286,400	333,700	380,200	446,900
	6	153,600	192,300	227,600	252,400	288,500	335,900	382,900	449,500
	7	155,300	193,900	229,100	253,600	290,700	338,000	385,500	452,000
	8	157,000	195,500	230,700	254,800	292,800	340,200	388,200	454,600
	9	158,700	197,100	232,100	256,000	294,700	341,900	390,500	457,000
	10	160,400	198,800	233,600	257,100	296,900	344,100	392,900	459,500
	11	162,100	200,400	235,000	258,100	299,000	346,200	395,100	462,000
	12	163,900	202,100	236,300	259,200	301,200	348,400	397,600	464,500
	13	165,500	203,700	237,900	260,400	303,400	350,000	399,500	467,000
	14	167,400	205,300	239,400	262,000	305,400	352,000	401,700	468,500
	15	169,400	206,800	240,700	263,600	307,400	354,000	403,800	469,800
	16	171,300	208,400	242,100	265,200	309,500	355,900	406,000	471,300
	17	173,200	209,900	243,000	266,600	311,500	357,700	407,800	472,600
	18	175,100	211,600	244,300	268,400	313,500	359,700	409,900	474,000
	19	177,000	213,300	245,500	270,100	315,600	361,700	412,000	475,400
	20	178,900	215,000	246,700	271,900	317,600	363,800	414,000	476,800
	21	180,800	216,300	248,000	273,600	319,700	365,500	415,800	478,200
	22	182,300	217,800	249,100	275,500	321,600	367,600	417,300	479,600
	23	183,800	219,200	250,100	277,400	323,600	369,600	418,900	481,000
	24	185,300	220,700	251,200	279,100	325,600	371,700	420,500	482,400
	25	186,800	222,100	252,400	280,900	327,300	373,400	421,800	483,700
	26	188,300	223,500	253,900	282,700	329,300	375,200	423,100	485,000
	27	189,800	224,900	255,300	284,500	331,200	377,000	424,400	486,300
	28	191,300	226,200	256,800	286,400	333,200	378,800	425,700	487,600
	29	192,800	227,500	258,100	288,400	334,900	380,400	427,000	488,900
	30	194,100	228,900	259,700	290,100	336,600	382,200	428,300	490,100
	31	195,400	230,500	261,300	292,000	338,400	383,900	429,600	491,200
	32	196,700	231,900	263,000	293,800	340,200	385,700	430,800	492,400
	33	198,000	233,100	264,500	295,400	341,700	387,100	431,800	493,600
	34	199,400	234,400	266,200	297,200	343,600	388,300	433,100	494,600
	35	200,800	235,400	268,000	298,900	345,400	389,600	434,400	495,500
	36	202,200	236,700	269,600	300,700	347,300	390,900	435,700	496,500
	37	203,300	238,100	271,200	302,300	349,000	392,000	437,000	497,500
	38	204,600	239,400	272,900	303,900	350,600	393,100	437,800	
	39	205,900	240,500	274,500	305,500	352,300	394,200	438,600	
	40	207,200	241,800	276,100	307,100	354,000	395,400	439,400	
	41	208,400	243,100	277,800	308,800	355,300	396,400	439,800	
	42	209,600	244,400	279,400	310,500	356,600	397,200	440,500	
	43	210,800	245,600	281,100	312,100	357,800	397,800	441,200	
	44	212,000	246,700	282,800	313,800	359,100	398,600	442,000	
	45	213,200	247,700	284,200	315,000	360,000	399,100	442,400	
	46	214,300	249,100	285,900	316,500	361,200	399,800	443,000	
	47	215,400	250,600	287,600	317,900	362,400	400,500	443,600	
	48	216,500	252,000	289,200	319,500	363,600	401,200	444,200	
	49	217,400	253,500	290,600	320,800	364,500	401,800	444,500	
	50	218,400	254,900	292,200	322,000	365,500	402,400	445,100	
	51	219,400	256,200	293,600	323,300	366,500	403,100	445,700	
	52	220,400	257,500	295,200	324,600	367,500	403,800	446,300	
	53	220,900	258,700	296,500	325,700	368,300	404,400	446,700	
	54	221,800	260,000	297,900	326,600	369,100	405,100		
	55	222,500	261,400	299,400	327,700	370,000	405,800		
	56	223,500	262,700	300,900	328,800	370,900	406,500		



57	224,200	263,800	302,200	329,400	371,700	406,800			
58	225,100	265,000	303,400	330,400	372,400	407,400			
59	225,800	266,300	304,700	331,200	373,200	408,000			
60	226,600	267,600	306,100	332,200	373,900	408,600			
61	227,500	268,500	307,200	332,900	374,400	408,900			
62	228,400	269,700	308,400	333,600	375,100	409,400			
63	229,300	271,000	309,700	334,300	375,800	410,000			
64	230,400	272,300	311,000	335,000	376,500	410,600			
65	230,900	273,400	312,300	335,500	376,800	410,900			
66	231,700	274,400	313,100	336,100	377,500				
67	232,500	275,400	313,900	336,800	378,200				
68	233,300	276,500	314,700	337,500	378,800				
69	234,000	277,500	315,400	338,100	379,200				
70	234,700	278,500	316,200	338,700	379,800				
71	235,400	279,600	316,800	339,300	380,400				
72	236,000	280,700	317,600	339,900	381,000				
73	236,700	281,500	318,300	340,300	381,500				
74	237,500	282,200	318,900	340,800	382,100				
75	238,300	282,900	319,500	341,300	382,600				
76	239,000	283,600	320,100	341,900	383,200				
77	239,600	284,200	320,600	342,300	383,700				
78	240,200	284,800	321,100	342,800	384,200				
79	240,800	285,400	321,500	343,300	384,700				
80	241,400	286,000	322,000	343,800	385,300				
81	241,700	286,700	322,600	344,100	385,700				
82	242,100	287,200	323,100	344,500	386,200				
83	242,500	287,700	323,600	344,900	386,600				
84	242,900	288,200	324,100	345,200	387,100				
85	243,300	288,500	324,500	345,700	387,500				
86		288,700	324,900	346,100					
87		288,900	325,200	346,400					
88		289,200	325,600	346,800					
89		289,400	326,000	347,100					
90		289,700	326,300	347,500					
91		290,000	326,700	347,900					
92		290,300	327,100	348,300					
93		290,600	327,400	348,600					
94		290,900	327,700	349,000					
95		291,200	328,100	349,400					
96		291,500	328,500	349,800					
97		291,800	328,700	350,000					
98		292,100	329,100	350,400					
99		292,400	329,400	350,800					
100		292,700	329,800	351,200					
101		293,000	330,000	351,600					
102		293,300	330,400	352,000					
103		293,600	330,600	352,400					
104		293,900	330,900	352,800					
105		294,100	331,100	353,300					
106			331,500						
107			331,700						
108			332,100						
109			332,300						
110			332,700						
111			333,000						
112			333,300						
113			333,500						
再任用職員	184,700	210,900	242,800	256,100	281,900	323,000	365,200	427,300	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	159,900	187,400	235,900	259,000	284,300	328,600	372,900
	2	161,300	189,500	237,700	260,000	286,200	330,800	375,600
	3	162,800	191,600	239,500	260,900	288,000	332,900	378,200
	4	164,200	193,700	241,300	262,000	289,900	335,100	380,900
	5	165,700	195,800	242,700	262,900	291,600	337,100	383,200
	6	167,200	198,200	244,100	263,900	293,400	339,300	385,600
	7	168,700	200,500	245,300	264,800	295,200	341,400	388,000
	8	170,200	202,800	246,600	265,800	297,000	343,600	390,400
	9	171,600	205,200	247,900	266,900	298,700	345,200	392,400
	10	173,300	206,600	248,900	267,800	300,600	347,100	394,600
	11	174,900	208,000	249,900	268,900	302,500	349,000	397,000
	12	176,500	209,400	250,900	270,100	304,300	350,900	399,300
	13	178,000	210,800	252,000	271,300	306,100	352,900	401,500
	14	180,000	212,300	253,200	272,600	307,700	354,900	403,700
	15	182,000	213,800	254,100	273,800	309,500	357,000	405,900
	16	184,000	215,100	255,100	275,300	311,300	359,100	408,100
	17	186,200	216,500	255,800	276,300	312,800	361,000	410,100
	18	188,300	218,000	256,900	277,800	314,500	363,100	412,000
	19	190,400	219,500	257,900	279,200	316,200	365,100	414,200
	20	192,500	221,000	258,800	280,600	317,800	367,200	416,400
	21	194,600	222,400	259,400	282,100	319,400	369,200	418,100
	22	196,800	224,100	260,700	283,700	321,000	371,300	420,000
	23	199,000	225,800	261,600	285,300	322,500	373,400	421,800
	24	201,200	227,500	262,600	286,800	324,100	375,500	423,700
	25	203,300	228,800	263,700	287,900	325,600	377,300	425,500
	26	204,600	230,500	265,000	289,700	327,000	379,200	427,100
	27	205,900	232,200	266,200	291,400	328,600	381,200	428,800
	28	207,200	233,900	267,500	293,200	330,200	383,200	430,400
	29	208,400	235,500	268,700	294,700	331,400	384,900	431,500
	30	209,600	236,900	270,300	296,300	332,900	386,800	433,100
	31	210,900	238,200	271,800	298,000	334,400	388,600	434,700
	32	212,200	239,300	273,300	299,600	335,800	390,500	436,200
	33	213,400	240,700	274,700	300,800	337,300	392,200	437,900
	34	214,700	241,800	276,200	302,400	338,900	393,800	439,500
	35	216,000	242,700	277,600	303,900	340,500	395,600	441,000
	36	217,300	243,900	279,000	305,500	342,000	397,400	442,600
	37	218,700	245,000	280,400	307,000	343,600	399,100	443,900
	38	220,100	246,200	281,900	308,500	345,200	400,900	445,300
	39	221,400	247,100	283,400	310,000	346,700	402,600	446,600
	40	222,800	248,200	284,800	311,600	348,300	404,400	447,900
	41	223,800	248,800	286,400	313,000	349,700	405,900	449,000
	42	225,200	249,800	287,900	314,500	351,200	407,500	449,900
	43	226,600	250,700	289,400	316,000	352,700	409,100	450,700
	44	228,000	251,600	291,000	317,400	354,300	410,700	451,600
	45	229,200	252,300	292,100	318,500	355,600	412,000	452,300
	46	230,600	253,400	293,500	319,900	357,100	413,600	453,000
	47	231,900	254,300	295,000	321,300	358,600	415,200	453,700
	48	233,200	255,300	296,500	322,700	359,900	416,700	454,500
	49	234,400	256,500	297,800	323,800	361,200	418,300	455,300
	50	235,500	257,600	299,100	325,200	362,600	419,900	455,800
	51	236,600	258,700	300,400	326,400	364,000	421,500	456,400
	52	237,700	259,900	301,800	327,800	365,300	423,000	457,000
	53	238,800	261,000	303,100	329,200	366,800	424,200	457,700
	54	239,900	262,600	304,500	330,600	368,000	425,700	458,500
	55	240,900	264,100	305,900	331,900	369,100	427,100	459,300
	56	241,900	265,500	307,200	333,300	370,300	428,600	460,100

	57	242,800	266,900	308,200	334,300	371,500	429,700	461,000
	58	243,800	268,500	309,500	335,700	372,500	430,500	
	59	244,500	270,000	310,800	336,900	373,500	431,300	
	60	245,500	271,500	312,100	338,300	374,400	432,100	
	61	246,400	272,900	313,100	339,400	375,100	432,600	
	62	247,400	274,400	314,400	340,600	375,900	433,300	
	63	248,200	275,800	315,700	341,900	376,600	434,000	
	64	249,200	277,200	316,900	343,200	377,400	434,800	
	65	250,100	278,800	318,200	344,200	378,100	435,300	
	66	251,200	280,200	319,500	345,300	378,800	435,900	
	67	252,300	281,700	320,800	346,500	379,600	436,400	
	68	253,200	283,200	322,000	347,700	380,400	436,900	
	69	253,900	284,100	322,900	348,700	381,100	437,300	
	70	255,100	285,600	324,100	349,800	381,800		
	71	256,200	287,100	325,200	350,700	382,500		
	72	257,400	288,500	326,200	351,800	383,200		
	73	258,700	289,700	327,400	352,600	383,700		
	74	260,000	291,100	328,500	353,700	384,300		
	75	261,200	292,400	329,700	354,700	384,800		
	76	262,400	293,700	330,800	355,800	385,400		
	77	263,400	295,100	331,800	356,600	385,800		
	78	264,600	296,400	333,000	357,400	386,400		
	79	265,800	297,700	334,200	358,200	386,900		
	80	267,000	298,900	335,400	359,000	387,500		
	81	268,100	299,600	336,400	359,500	387,700		
	82	269,200	300,800	337,500	360,100	388,200		
	83	270,200	302,000	338,500	360,700	388,700		
	84	271,300	303,200	339,600	361,300	389,200		
	85	271,900	304,100	340,400	362,000	389,500		
	86	273,000	305,300	341,400	362,600	389,700		
	87	274,000	306,500	342,400	363,100	390,000		
	88	275,100	307,600	343,400	363,700	390,400		
	89	276,100	308,900	344,400	364,000	390,600		
	90	277,100	310,100	345,100	364,500	391,000		
	91	278,000	311,300	345,900	365,000	391,300		
	92	278,900	312,400	346,700	365,600	391,900		
	93	279,800	313,500	347,400	365,900	392,400		
	94	280,800	314,300	348,100	366,400			
	95	281,800	315,000	348,800	366,900			
	96	282,800	315,800	349,500	367,400			
	97	283,400	316,300	349,900	367,800			
	98	284,200	316,900	350,400	368,300			
	99	285,000	317,600	350,800	368,800			
	100	285,900	318,300	351,300	369,200			
	101	286,500	318,700	351,700	369,700			
	102	287,300	319,300	352,200	370,200			
	103	288,000	319,900	352,700	370,700			
	104	288,800	320,500	353,200	371,200			
	105	289,500	320,800	353,600	371,700			
	106	290,000	321,200	354,100	372,200			
	107	290,500	321,700	354,500	372,700			
	108	291,000	322,200	354,900	373,200			
	109	291,400	322,600	355,200	373,700			
	110	291,800	323,000	355,700	374,100			
	111	292,100	323,300	356,200	374,600			
	112	292,500	323,700	356,700	375,100			
	113	292,600	324,000	357,200	375,700			
	114	293,000	324,400	357,600				
	115	293,400	324,800	358,100				
	116	293,800	325,100	358,500				

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	117	294,000	325,300	358,800				
	118	294,400	325,700	359,300				
	119	294,800	326,100	359,700				
	120	295,200	326,400	360,200				
	121	295,500	326,600	360,600				
	122	295,900	327,000	361,100				
	123	296,200	327,300	361,600				
	124	296,500	327,600	362,100				
	125	296,700	327,800	362,500				
	126	297,100	328,200					
	127	297,300	328,600					
	128	297,700	329,000					
	129	297,900	329,200					
	130	298,300	329,500					
	131	298,600	329,900					
	132	298,900	330,100					
	133	299,100	330,300					
	134	299,500	330,700					
	135	299,900	331,000					
	136	300,300	331,400					
	137	300,500	331,600					
	138	300,900	332,000					
	139	301,300	332,400					
	140	301,600	332,800					
	141	301,800	333,000					
	142	302,100	333,400					
	143	302,400	333,800					
	144	302,700	334,200					
	145	302,900	334,500					
	146	303,300	334,900					
	147	303,600	335,300					
	148	303,900	335,600					
	149	304,100	335,900					
	150	304,400	336,300					
	151	304,600	336,700					
	152	304,900	337,100					
	153	305,200	337,400					
	154	305,500						
	155	305,800						
	156	306,100						
	157	306,400						
	158	306,700						
	159	306,900						
	160	307,200						
	161	307,600						
	162	307,900						
	163	308,200						
	164	308,500						
	165	308,900						
	166	309,200						
	167	309,500						
	168	309,800						
	169	310,200						
再任用職員		230,300	254,600	261,900	272,100	288,900	326,400	371,200

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,000	291,000	317,300	345,800	380,500
	2	166,600	182,400	209,100	248,800	293,000	319,500	348,000	382,700
	3	168,300	184,200	211,100	250,600	295,100	321,800	350,300	384,800
	4	170,000	186,000	213,100	252,400	297,400	323,900	352,500	387,000
	5	171,600	187,900	215,100	254,100	299,200	326,200	354,500	388,600
	6	173,500	190,200	217,100	255,900	301,200	328,300	356,700	390,600
	7	175,300	192,500	219,100	257,500	303,300	330,600	358,800	392,600
	8	177,200	194,800	221,000	259,200	305,600	332,700	361,000	394,400
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,600	334,800	362,800	396,000
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,800	337,000	365,000	397,900
	11	182,300	202,100	226,700	263,700	312,100	339,300	367,100	400,000
	12	184,000	204,600	228,500	265,100	314,200	341,500	369,300	402,100
	13	185,900	206,900	230,400	266,800	316,200	343,400	371,100	403,700
	14	188,000	208,700	232,300	268,200	318,400	345,600	373,300	405,800
	15	190,100	210,500	234,200	269,300	320,700	347,700	375,400	407,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,600	322,800	349,900	377,600	409,900
	17	194,400	214,200	237,700	271,500	324,900	352,000	379,200	411,800
	18	196,800	216,100	239,500	272,900	327,100	354,100	381,200	413,600
	19	199,200	218,000	241,300	274,300	329,300	356,100	383,300	415,400
	20	201,600	219,800	243,100	275,700	331,500	358,200	385,200	417,300
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,400	360,000	386,900	418,800
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,000	388,900	420,400
	23	207,700	225,100	247,300	279,400	337,500	364,100	391,000	422,000
	24	209,500	226,900	248,600	280,800	339,600	366,100	393,100	423,700
	25	211,400	228,600	250,000	282,000	341,600	367,900	394,700	425,100
	26	213,200	230,300	251,300	284,000	343,700	369,900	396,800	426,600
	27	215,000	232,000	252,700	286,100	345,700	372,000	398,800	428,200
	28	216,700	233,700	253,900	288,200	347,800	374,000	400,900	429,800
	29	218,600	235,200	255,100	290,100	349,700	375,900	402,600	430,900
	30	220,400	237,000	256,200	292,100	351,700	378,000	404,400	432,500
	31	222,200	238,800	257,500	293,900	353,800	380,000	406,200	434,200
	32	224,000	240,600	258,600	295,800	355,800	382,100	408,000	435,900
	33	225,700	241,900	259,300	297,600	357,400	383,800	409,800	437,100
	34	227,400	243,400	260,400	299,400	359,500	385,900	411,400	438,800
	35	229,100	244,700	261,500	301,200	361,400	388,000	413,000	440,500
	36	230,800	246,100	262,700	303,000	363,500	389,900	414,700	442,100
	37	232,300	247,500	263,600	304,900	365,200	391,600	416,100	443,600
	38	234,100	248,800	264,800	306,700	367,300	393,100	417,500	444,400
	39	235,900	250,100	265,700	308,600	369,300	394,600	419,000	445,100
	40	237,700	251,300	266,700	310,300	371,400	396,200	420,500	445,800
	41	239,000	252,500	267,900	312,200	373,300	397,500	421,800	446,200
	42	240,400	253,700	269,300	314,000	375,300	398,600	423,100	446,900
	43	241,700	254,900	270,800	315,900	377,400	399,800	424,400	447,600
	44	242,900	256,000	272,000	317,700	379,400	401,000	425,700	448,300
	45	244,300	256,800	273,000	319,400	381,100	402,100	426,800	449,100
	46	245,400	257,800	274,500	321,300	382,900	403,200	427,600	449,800
	47	246,500	258,900	276,100	323,100	384,500	404,400	428,400	450,400
	48	247,400	260,100	277,700	325,000	386,300	405,600	429,200	451,100
	49	248,300	261,000	279,300	326,600	387,900	406,800	429,700	451,600
	50	249,400	262,200	280,900	328,100	389,000	407,500	430,500	452,300
	51	250,600	263,100	282,600	329,700	390,200	408,300	431,200	452,900
	52	251,800	264,200	284,100	331,300	391,300	409,100	432,000	453,600
	53	252,600	265,300	285,700	332,900	392,400	409,700	432,400	454,100
	54	253,700	266,600	287,500	334,700	393,500	410,400	433,100	454,700
	55	254,600	268,100	289,200	336,400	394,700	411,000	433,800	455,200
	56	255,800	269,300	290,900	338,200	395,900	411,600	434,500	455,800

再任 用職 員以 外の 職員	57	256,800	270,200	292,500	339,300	397,100	412,100	435,100	456,200
	58	257,800	271,800	294,200	340,900	397,800	412,600	435,800	456,600
	59	258,600	273,300	296,000	342,600	398,600	413,200	436,400	457,100
	60	259,600	274,900	297,800	344,300	399,400	413,800	437,100	457,600
	61	260,700	276,400	299,100	345,800	400,000	414,200	437,500	458,100
	62	261,800	277,900	300,900	347,500	400,700	414,800	438,100	
	63	262,900	279,400	302,700	349,200	401,300	415,400	438,600	
	64	263,800	280,900	304,400	350,800	402,000	416,000	439,200	
	65	264,900	282,400	305,900	352,400	402,300	416,500	439,800	
	66	266,000	283,900	307,500	354,000	402,900	417,000	440,200	
	67	267,300	285,300	309,100	355,500	403,600	417,600	440,600	
	68	268,600	286,700	310,800	357,100	404,300	418,200	441,100	
	69	269,700	288,300	312,100	358,400	404,700	418,600	441,500	
	70	271,100	289,800	313,600	359,800	405,300	419,200	441,900	
	71	272,400	291,400	315,100	361,100	405,900	419,700	442,300	
	72	273,700	293,000	316,600	362,600	406,500	420,200	442,800	
	73	275,000	294,000	317,400	363,900	406,900	420,600	443,300	
	74	276,400	295,500	319,100	365,300	407,400	421,100	443,700	
	75	277,700	297,000	320,800	366,800	408,000	421,600	444,100	
	76	279,000	298,400	322,400	368,200	408,600	422,100	444,400	
	77	280,100	299,600	324,000	369,400	408,900	422,300	444,900	
	78	281,300	301,100	325,700	370,600	409,500	422,700		
	79	282,400	302,500	327,200	371,800	409,900	423,100		
	80	283,600	303,900	328,900	373,000	410,300	423,600		
	81	284,500	305,200	330,600	374,100	410,700	423,900		
	82	285,800	306,600	332,200	375,300	411,300	424,300		
	83	287,100	307,900	333,900	376,500	411,700	424,700		
	84	288,400	309,300	335,600	377,700	412,200	425,100		
	85	289,600	310,300	337,100	378,800	412,400	425,300		
	86	290,800	311,800	338,600	379,400	412,800			
	87	291,900	313,200	340,100	380,000	413,200			
	88	293,000	314,700	341,600	380,600	413,700			
	89	294,100	316,000	343,000	381,200	414,100			
	90	295,300	317,400	344,500	381,800	414,500			
	91	296,500	318,900	345,900	382,400	414,900			
	92	297,700	320,400	347,400	383,000	415,300			
	93	298,200	321,600	348,700	383,300	415,600			
	94	299,500	323,000	350,100	383,900				
	95	300,800	324,400	351,600	384,400				
	96	302,100	325,800	353,100	385,000				
	97	302,900	326,900	354,500	385,300				
	98	304,100	328,300	355,600	385,900				
	99	305,300	329,600	356,700	386,500				
	100	306,500	330,900	357,900	387,100				
	101	307,600	332,300	359,000	387,300				
	102	308,700	333,600	360,000	387,900				
	103	309,800	334,900	361,200	388,400				
	104	310,900	336,100	362,400	389,000				
	105	311,800	337,100	363,500	389,300				
	106	312,400	338,200	364,100	389,800				
	107	313,000	339,300	364,600	390,100				
	108	313,700	340,300	365,200	390,500				
	109	314,200	341,500	365,800	390,700				
	110	314,900	342,500	366,400	391,100				
	111	315,600	343,500	367,000	391,500				
	112	316,300	344,500	367,600	391,800				
	113	316,900	345,300	368,100	392,000				
	114	317,700	346,300	368,700	392,400				
	115	318,500	347,300	369,100	392,800				
	116	319,300	348,300	369,700	393,200				

117	319,800	349,200	370,100	393,400				
118	320,600	349,800	370,700	393,700				
119	321,300	350,300	371,200	394,000				
120	322,100	350,900	371,800	394,300				
121	322,700	351,300	372,100	394,600				
122	323,200	351,800	372,700	394,900				
123	323,600	352,300	373,200	395,300				
124	324,100	352,800	373,700	395,800				
125	324,400	353,300	374,000	396,200				
126		353,800	374,500					
127		354,300	375,000					
128		354,700	375,500					
129		355,000	375,700					
130		355,500	376,200					
131		355,900	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,700	377,400					
134		357,200	377,900					
135		357,600	378,300					
136		358,100	378,700					
137		358,300	379,000					
138		358,700	379,500					
139		359,100	380,000					
140		359,500	380,500					
141		359,700	380,800					
142		360,200						
143		360,700						
144		361,200						
145		361,400						
再任用職員	236,400	248,100	252,300	287,700	304,800	319,200	342,900	378,200

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	154,900	205,200	251,400	272,900	317,600	361,500
	2	156,100	207,000	253,000	274,400	319,800	364,100
	3	157,300	208,800	254,400	276,000	322,100	366,600
	4	158,600	210,600	256,000	277,600	324,300	369,200
	5	159,600	212,300	257,400	279,300	326,400	371,300
	6	161,100	214,100	258,800	281,400	328,400	373,800
	7	162,500	215,900	260,100	283,500	330,600	376,200
	8	163,900	217,700	261,700	285,700	332,700	378,700
	9	165,200	219,600	262,900	287,600	334,900	380,900
	10	166,600	221,100	264,000	289,800	337,000	383,600
	11	168,000	222,500	265,200	292,000	339,200	386,100
	12	169,500	223,900	266,500	294,100	341,400	388,800
	13	171,000	225,500	268,000	296,000	343,100	391,200
	14	172,500	227,100	269,400	298,300	345,200	393,500
	15	174,000	228,700	271,100	300,400	347,200	395,700
	16	175,400	230,300	273,000	302,600	349,300	398,100
	17	177,000	231,700	274,500	304,600	351,100	400,100
	18	178,800	233,300	276,300	306,900	353,100	402,200
	19	180,500	234,800	278,100	309,100	355,100	404,100
	20	182,200	236,300	279,700	311,400	356,900	406,200
	21	183,700	237,500	281,300	313,400	358,800	408,000
	22	185,400	239,000	283,100	315,600	360,600	409,900
	23	187,100	240,300	284,800	317,700	362,600	411,900
	24	188,800	241,700	286,500	319,900	364,600	413,800
	25	190,400	243,200	288,300	321,800	366,500	415,700
	26	192,200	244,900	290,000	323,900	368,500	417,300
	27	194,000	246,400	291,800	326,000	370,400	418,800
	28	195,700	248,100	293,500	328,000	372,400	420,400
	29	197,500	249,400	295,100	330,000	374,200	422,000
	30	199,000	250,900	296,800	331,900	376,000	423,200
	31	200,500	252,200	298,400	334,000	377,800	424,500
	32	202,000	253,600	300,100	336,000	379,600	425,800
	33	203,500	254,800	301,600	337,700	381,100	426,900
	34	204,800	256,200	303,100	339,700	382,800	428,100
	35	206,100	257,300	304,700	341,600	384,300	429,400
	36	207,300	258,700	306,300	343,600	386,000	430,600
	37	208,700	259,900	307,800	345,200	387,600	431,900
	38	210,100	261,500	309,400	347,000	388,800	432,800
	39	211,500	263,200	310,900	348,900	389,900	433,600
	40	212,900	264,900	312,400	350,700	391,100	434,500
	41	213,900	266,200	313,900	352,400	392,200	434,900
	42	215,100	267,800	315,500	354,200	393,400	435,700
	43	216,200	269,400	317,000	355,900	394,500	436,400
	44	217,400	270,900	318,600	357,600	395,700	437,200
	45	218,300	272,500	319,800	359,400	396,600	437,900
	46	219,400	274,200	321,000	360,700	397,300	438,700
	47	220,400	275,800	322,100	362,200	398,000	439,300
	48	221,400	277,400	323,300	363,700	398,600	440,100
	49	222,200	278,800	324,200	364,900	399,300	440,600
	50	223,300	280,400	325,200	366,100	400,000	441,400
	51	224,400	281,900	326,100	367,200	400,600	442,100
	52	225,300	283,500	327,000	368,400	401,300	442,900
	53	225,900	285,000	327,900	369,100	401,900	443,300
	54	227,000	286,500	328,700	370,000	402,600	444,000
	55	227,800	288,000	329,500	370,900	403,300	444,700
	56	228,700	289,400	330,300	371,800	404,000	445,400



	57	229,400	290,800	330,900	372,600	404,500	445,800
	58	230,300	292,300	331,600	373,400	405,200	446,400
	59	231,100	293,700	332,200	374,100	405,800	447,000
	60	232,000	295,200	332,900	374,900	406,500	447,600
	61	233,100	296,400	333,300	375,800	406,900	448,100
	62	234,000	297,800	333,900	376,500	407,500	
	63	234,900	299,200	334,500	377,200	408,200	
	64	235,700	300,700	335,100	377,900	408,900	
	65	236,500	301,900	335,300	378,500	409,200	
	66	237,500	303,100	335,700	379,000	409,700	
	67	238,700	304,400	336,200	379,700	410,200	
	68	239,800	305,700	336,700	380,400	410,700	
	69	240,700	306,600	337,100	380,800	411,100	
	70	241,800	307,700	337,600	381,500	411,600	
	71	242,800	308,900	338,100	382,100	411,900	
	72	243,800	310,100	338,600	382,800	412,500	
	73	244,600	311,200	339,000	383,200	412,900	
	74	245,600	311,800	339,500	383,800	413,300	
	75	246,700	312,500	339,900	384,400	413,800	
	76	247,700	313,200	340,300	385,100	414,200	
	77	248,700	314,000	340,600	385,600	414,500	
	78	249,700	314,700	341,100	386,300		
	79	250,600	315,400	341,600	386,900		
	80	251,600	316,100	342,100	387,600		
	81	252,400	316,500	342,300	387,900		
	82	253,400	317,000	342,800	388,500		
	83	254,400	317,500	343,300	389,100		
	84	255,300	318,100	343,800	389,700		
	85	256,100	318,400	344,100	390,000		
	86	257,000	318,800	344,600	390,600		
	87	257,800	319,200	344,900	391,100		
	88	258,700	319,600	345,300	391,700		
	89	259,300	320,000	345,500	392,000		
	90	260,000	320,400	345,900	392,300		
	91	260,800	320,800	346,300	392,800		
	92	261,600	321,200	346,700	393,300		
	93	262,100	321,500	347,000	393,700		
	94	262,800	321,900				
	95	263,400	322,300				
	96	264,000	322,700				
	97	264,500	323,100				
	98	265,200	323,500				
	99	265,900	323,800				
	100	266,600	324,200				
	101	267,100	324,500				
	102	267,600	324,900				
	103	268,100	325,200				
	104	268,600	325,600				
	105	268,800	325,900				
	106	269,100	326,200				
	107	269,400	326,600				
	108	269,800	327,000				
	109	270,100	327,400				
	110	270,500	327,800				
	111	270,900	328,000				
	112	271,300	328,400				
	113	271,500	328,700				
	114	271,900	329,100				
	115	272,300	329,400				
	116	272,700	329,700				

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

117	272,900	329,900				
118	273,300	330,300				
119	273,600	330,700				
120	273,900	330,900				
121	274,100	331,100				
122	274,500					
123	274,800					
124	275,200					
125	275,400					
126	275,800					
127	276,100					
128	276,400					
129	276,600					
130	277,000					
131	277,400					
132	277,800					
133	278,000					
134	278,300					
135	278,700					
136	279,000					
137	279,200					
138	279,500					
139	279,700					
140	280,000					
141	280,200					
142	280,500					
143	280,800					
144	281,100					
145	281,400					
146	281,700					
147	281,900					
148	282,200					
149	282,500					
150	282,800					
151	283,000					
152	283,300					
153	283,600					
再任用職員	197,200	240,200	254,500	288,300	315,100	356,900

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

号俸	俸給月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第3

級	俸給月額 円
1	150,500
2	164,700
3	184,800
4	191,700
5	227,900
6	261,200
7	287,100
8	317,600

別記第4

号俸	俸給月額 円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

別記第5

号俸	俸給月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000